

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市南区弥次エ町二丁目58番地の1

氏 名 株式会社 ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 3 (2021) 年 3月16日
許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 3月15日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 13品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年 3月16日 新規許可

平成18年 4月28日 更新許可

平成23年 3月16日 更新許可

許可番号第 02300075260 号

平成 28 年 4 月 12 日 更新許可

令和 3 年 3 月 16 日 更新許可

5 積替え許可の有無

・ 無

市名 名古屋市 許可番号 06410075260

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

・ 無



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 . 名古屋市南区弥次エ町二丁目58番地の1

氏 名 株式会社 ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 2 (2020) 年12月18日
許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年12月17日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等
以上 4品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成27年12月18日 新規許可

令和 2年12月18日 更新許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市南区弥次エ町二丁目58番地の1

氏 名 株式会社ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県可茂県事務所長 山口 義樹



許可の年月日 令和 3年10月25日

許可の有効年月日 令和 8年10月24日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記8品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

以上 13種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成18年10月25日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成23年10月25日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成25年 7月30日 産業廃棄物収集運搬業許可（再発行）

平成27年 3月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（再発行）

平成28年10月25日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成29年11月22日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

令和 3年10月25日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

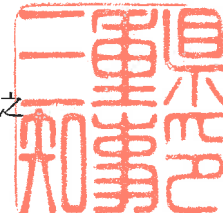
6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 名古屋市南区弥次エ町二丁目58番地の1
氏名 株式会社ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 3年12月14日
許可の有効年月日 令和 8年12月13日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、

ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、

廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、紙くず、

木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、

がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上16種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。){及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年12月14日	新規許可	平成27年10月28日	変更許可
平成23年12月14日	更新許可	平成28年12月14日	更新許可

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市南区弥次エ町二丁目58番地の1
氏 名 株式会社ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和4年8月24日
許可の有効年月日 令和9年8月23日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等 以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

該当なし

5. 積替え許可の有無 無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

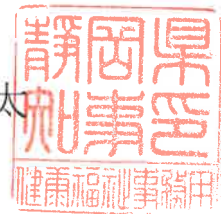


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中区弥次エ町二丁目58番地の1
氏 名 株式会社 ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許 可 の 年 月 日 令和 5 年 1 月 2 4 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 0 年 1 月 2 3 日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥（石綿含有廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鋳さい、ばいじん

以上 15品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5 年 1 月 2 4 日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

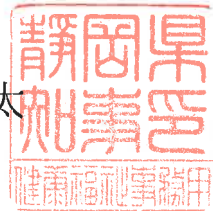


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市南区弥次エ町二丁目58番地の1
氏 名 株式会社 ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許 可 の 年 月 日 令和 5 年 1 月 2 4 日
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 0 年 1 月 2 3 日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
特別管理産業廃棄物の種類 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等
以上 4品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管
上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5 年 1 月 2 4 日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市南区弥次エ町2丁目58番地の1

氏 名 株式会社ヒロコム

〔法人にあつては名称〕 代表取締役 廣瀬 直樹 様
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する
第14条の2第1項

名古屋市長 河村 たかし



許 可 の 年 月 日 令和 3年 7月 1日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8年 6月 30日

1. 事業の範囲

(1) 積替え・保管を含む

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

(2) 積替え・保管を含まず

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、動植物性残さ

以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地 名古屋市南区弥次エ町2丁目58番1、58番2、59番1、59番4

種 類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

保管能力 面 積 98.95㎡

保管上限 144.88㎡

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 7月 1日 新規許可

令和 3年 6月30日 更新許可

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ①無
以下余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市南区弥次エ町2丁目58番地の1

氏 名 株式会社ヒロコム

〔法人にあっては名称〕 代表取締役 廣瀬 直樹 様
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する
第14条の2第1項

名古屋市長 河村 たかし



許 可 の 年 月 日 令和 5年 11月 1日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 10年 10月 31日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（選別）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）
以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(2) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 選別施設

設 置 場 所 名古屋市南区弥次エ町2丁目58番1 外3筆

設 置 年 月 日 平成15年 8月15日

処 理 能 力 168 m³/日（8時間）

(2) 破碎施設

設 置 場 所 名古屋市南区弥次エ町2丁目58番1 外3筆

設 置 年 月 日 平成15年 8月15日

処 理 能 力	廃プラスチック類	4.6 t/日（8時間）
	紙くず	5.5 t/日（8時間）
	木くず	4.46 t/日（8時間）
	繊維くず	4.53 t/日（8時間）
	金属くず	6.77 t/日（8時間）
	ガラスくず及び陶磁器くず	10.3 t/日（8時間）

3. 許可の条件

該当なし

（裏面に続く）

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年11月1日 新規許可

平成20年10月15日 更新許可

平成25年10月31日 更新許可

平成30年10月15日 更新許可

令和5年9月29日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

以下余白